

瀬戸市選挙管理委員会告示第22号

瀬戸市選挙管理委員会運営規程（昭和59年瀬戸市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年9月2日

瀬戸市選挙管理委員会
委員長 加藤 唐三郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第5条関係） (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号） 第23条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名、住所、 <u>（法第21条第2項に規定する者にあつては、その者が市の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所）</u> 及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所の指定及び告示に関すること。 (2)から(15)まで <省略>	別表第1（第5条関係） (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号） 第23条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所の指定及び告示に関すること。 (2)から(15)まで <省略>

附 則

この告示は、公示の日から施行する。